

電子回覧板アプリ等の普及に関する 補助金のお知らせ

令和3年度 地域コミュニティICT活用促進事業 募集要項

校下（地区）町会連合会及び町会の活性化を図るため、電子回覧板アプリ等のICTを活用した町会等の運営を支援します！



■ 助成内容

対象経費	対象団体	補助金額等
地域住民の情報の共有と発信に使用するアプリの利用料、校下(地区)町会連合会及び町会のホームページ制作等に要する経費 (ただし、備品購入費、修繕費、工事費は除く)	校下(地区) 町会連合会	校下(地区)町会連合会を対象に ・補助対象経費の3/4以内 (1万円未満切り捨て) ・60万円限度
(例) ・ 電子回覧板アプリの利用料 ・ ホームページの制作の委託料 など		

校下内における情報の共有と発信を促進するため、補助対象者を校下（地区）町会連合会としています。町会が助成を受けたい場合は、校下（地区）町会連合会が取りまとめて申請をお願いします。

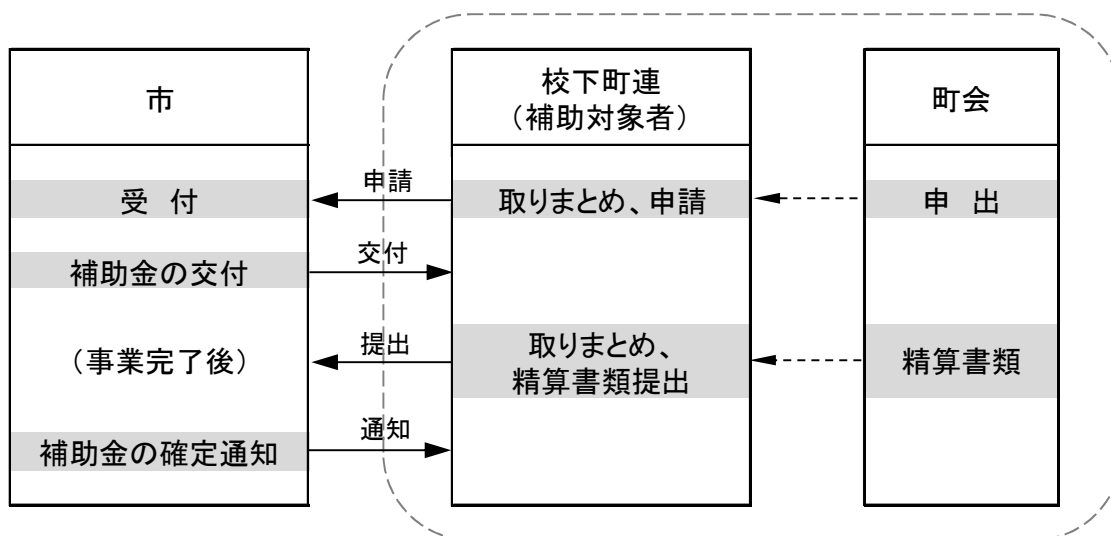
■ 提出書類等

- ①補助金交付申請書
- ②経費の金額や内容が分かる契約等関係書類(写)
- ③(事業完了後)実績報告書、収支決算書(領収書等の支出証明書類含む)等

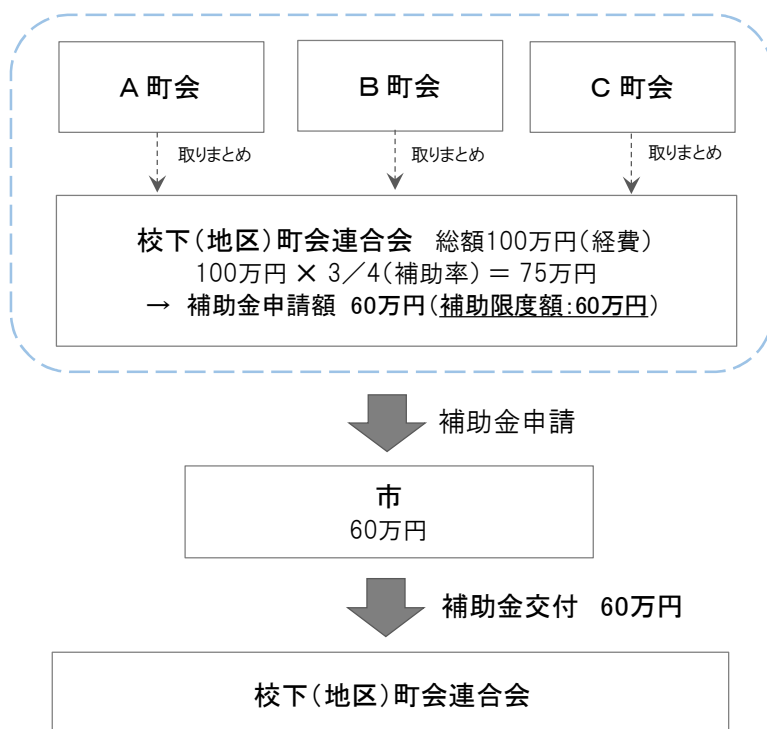
■ 注意事項

- ①校下(地区)町会連合会は、校下(地区)に属する町会分を取りまとめ、申請する形となります。
- ②補助金申請は、1年度につき原則1回限りとします。
- ③補助金交付決定日以前に支払った経費は、補助対象経費とはなりません。
- ④本補助金以外のICTの活用を対象とした本市の補助金、その他これに準じるものの交付を受けている場合、本補助金の申請はできません。

■ 手続きの流れ



■ 補助金の流れ (例)



- ・ 校下(地区)町会連合会が主体的にすすめる場合は、校下(地区)町会連合会が申請し、校下(地区)内の単位町会が主体となる場合でも、校下(地区)町会連合会が取りまとめて、市へ申請します。

■ お問い合わせ・提出先

金沢市 市民局 市民協働推進課

金沢市広坂1-1-1 <TEL>076-220-2026 <FAX>076-260-1178

<E-mail> kyoudou@city.kanazawa.lg.jp